4）本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
①　データ作成・登録及びデータチェックの留意点について
5）履行期間　契約締結の翌日～平成24年３月30日
6）本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。又、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
7）本業務は低入札対策を実施する試行業務である。
8）本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。
9）本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

2　指名されるために必要な要件
1）入札参加者に要求される資格
⑴　入札に参加しようとする者は、次に揚げる資格を満たしている単体企業であること。
ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ）中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
ウ）会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間が、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
［1］　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　親会社と子会社の関係にある場合
㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
［2］　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㈠については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
㈠　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
㈡　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
［3］　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記［1］又は［2］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
2）入札参加者を選定するための基準　中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似業務の実績並びに業務成績、配置予定管理技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　落札者を決定するための基準　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
②　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調査に協力しない場合等は、指名停止措置を講ずる場合がある。
③　上記において、評価値が最も高い者が２名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。
④　本業務を著しい低入札で入札した者に対して、予決令86条の調査の追加資料として当該業務に係る費用についての詳細な内訳書の提出を求める場合がある。
⑵　総合評価の方法
1）評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点
2）価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）
価格評価点の配分点は30点とする。
価格評価点の計算において、予定価格と入札価格の単位は万円とし、求められる値は小数第４桁（５位切り捨て）とする。
入札価格が予定価格を超えた場合は、無効とする。
3）技術評価点の算出方法　技術資料の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。
①　配置予定技術者の経験及び能力
②　実施方針など
③　評価テーマに対する技術提案
④　技術提案の履行確実性
技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）
技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）
技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）
技術評価点の計算において、求められる値は小数第４桁（５位切り捨て）とする。